

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第５ 報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、報告のほう、朗読させていただきます。

報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２８年１月５日提出。開成町長、府川裕一。

それでは、１枚おめくりください。

専決処分書でございます。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２７年１１月３０日。開成町長、府川裕一。

町は、住民基本台帳カードが失効していたことにより請求者に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

１、損害賠償の額、金１，１００円。

２、損害賠償の相手方、神奈川県横浜市●●区●丁目●番●号、●●●●でございます。

参考といたしまして、本件の概要、平成２７年１０月２１日午後、本町から横浜市に転出した者（以下「請求者」という。）が、転入先の横浜市において住民基本台帳カード（以下「カード」という。）の住所変更手続きをしたところ、当該カードが町の手続上の不備により失効しており、請求者本人がカードを再発行したため、カード再発行に要した費用の損害を与えた。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了いたします。